

# 戦争法案反対 日弁連学習会の特別講演

日本弁護士連合会が9日、国会内で開いた戦争法案（安全保障法制）に反対する学習会で、特別講演した早稲田大学法学学術院教授の長谷部恭男さん、弁護士で元最高裁判所判事的那須弘平さんの発言（要旨）を紹介します。

早稲田大学法学学術院教授 長谷部恭男さん

## 砂川判決根拠は「暴論」

安保関連法案は、集団的自衛権の行使を容認する点で憲法に明白に違反をしており、また、自衛隊による後方支援活動等に関しても、外国軍隊等の武力行使と自衛隊の活動との一体化が生じる蓋然（がいぜん）性が極めて高い。

砂川事件最高裁判決が集団的自衛権行使容認の根拠になると主張がされていますが、全くのデタラメです。砂川事件で問題とされたのは、日米安全保障条約に基づき米軍駐留の合憲性です。日本が集団的自衛権を行使しうるか否か、この判決においては全く争点となりません。今は少なくとも起きていない。

今、憲法の解釈変更の問題が持ちあがっています。二つ目に、その変更が広く国民に受け入れられるとすることが必要です。新聞の世論調査などでも、到底、今の状態ではこの要件も満たしていません。法律

弁護士元最高裁判所判事 那須弘平さん

## 国会は良識ある判断を

っていません。

最高裁が「傍論」、争点の解決とは関係ない形で一般的な憲法原理を述べることがあります。そういう場合には最高裁が明示しません。砂川事件判決ではそうした事情は全くありません。



報告する長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授 9日

ん。したがって、この判決に集団的自衛権行使を容認するとう最高裁の意図を読み込むことは全くの「暴論」です。

審議が進めば進むほど問題点が明らかとなり、国民の不信感は増大する一方で、単に審議時間が積み増していることで採決の機が熟しているなどとする論法は、熟議の機関としての国会の役割を軽視するもはなはだしい。



報告する那須弘平元最高裁判事 9日

えて判断していく。新たな解釈変更が正しいという説明は、現段階では成功していないし、これからの見通しも、成功はほとんど不可能に近いのではないでしょうが。

的にも政治的にも認めがたいものであると考えます。

この要件が満たされていないことを証明できない限りは、大原則に戻って、憲法の条文と従来の解釈を踏ま

憲法前文は、私たちに今でも非常に大きな、すばらしい情報を与えてくれます。これを基本にして国会が良識ある判断をしてほしい。